

Contents

AIPPI Bureau

[Bureau の WIPO 訪問](#)

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General)

2014 年 5 月 27 日、Francis Gurry 事務総長のご招待により、AIPPI 本部による毎年恒例の WIPO 訪問が行われました。AIPPI からの訪問団は以下の通りです。John Bochnovic (President)、Stephan Freischem (Secretary General)、Thierry Calame (Reporter General)、Laurent Thibon (Deputy Secretary General)、Anne Marie Verschuur (Assistant Reporter General)、Steve Garland (Programme Committee)。

AIPPI Committees

[AIPPI レポート : FRAND 条件が確約された標準必須特許に関する差止救済の利用可能性について](#)

(Michael Fröhlich, Chairman AIPPI Special Committee Q222)

本レポートは、FRAND 条件が確約された標準必須特許に対する差止命令による救済の利用可能性について、法律の面から比較分析したものです。世界各国の裁判所や反トラスト当局で扱われた 40 を超える事例について考察するとともに、さまざまな標準化団体における知的財産権に関する政策論争についても、独自の見解を示しています。

2014年 AIPPI トロント総会

新たな2回の昼食ミーティングによる知財パネル (AIPPI General Secretariat)

ヘーグ協定に基づく国際的な意匠保護制度の拡大—9月15日(月) 12:30~14:00

このパネルでは、国際的な意匠保護制度の拡大をテーマにします。とりわけ、審査による意匠保護制度を有する USPTO や、その他の主要な法域の加盟により、国際的な意匠保護の範囲と魅力は大幅に拡大されます。ヘーグ制度が、実体審査を行う官庁で実施されるようになることで、現在のヘーグ登録制度は変貌を遂げることでしょう。このパネルには、OHIM の António Campinos 長官と、JPO の羽藤秀雄長官が参加される予定です。また、他の主要な知財庁の長官に対しても、自国の現状や計画について説明いただくよう要請しています。

特許法のハーモナイゼーション—9月16日(火) 12:30~14:00

特許手続法の分野におけるハーモナイゼーションは飛躍的に前進しています。調査や審査のハーモナイゼーションを図るための手段が、主要な知財庁によって共同で構築されました。しかし一方で、実体特許法に関するハーモナイゼーションは足踏み状態のようです。テゲルンゼー・グループでは、グレースピリオドやその他のハーモナイゼーションに関する主要な課題が徹底的に議論されましたが、言葉は行動に移さなければなりません。このパネルでは、実体特許法のハーモナイゼーションにおける成果と継続中の取り組みについて、参加者にお伝えします。EPO の Benoit Battistelli 長官、JPO の羽藤長官が参加される予定ですが、AIPPI では、他の主要な知財庁の長官にもご参加を要請しています。

これら2回の昼食ミーティングについても、本部ウェブサイト www.aippi.net で登録を受け付けています。

「クール」な街、トロント

(Philip C. Mendes da Costa, Chair Organizing Committee)

トロントはこのほど、「クール」な街に認定されました。この街を満喫できる最高のプログラムも用意しています。トロント総会には是非ご参加ください。

[2014年 AIPPI トロント総会—2104年9月14日~17日](#)

(Toronto 2014 Organizing Committee)

トロント総会まで3カ月を残すのみとなりましたが、スポンサーや出展はまだ間に合います。下記リンクの「スポンサーおよび出展に関するパンフレット」をご確認ください。

<https://www.aippi.org/download/toronto14/Sponsorship.pdf>

[AIPPI Congress News](#)

(AIPPI General Secretariat and Managing IP)

今回のトロントにおける第44回AIPPI国際総会においても、Managing IP社に協力いただき、総会の期間中(2014年9月14日～17日)、専門の日刊紙「**AIPPI Congress News**」を発行することになりました。

今後の行事

2014年6月：第33回年次総会、2014年6月18日～21日

(ECTA)

欧州共同体商標協会 (ECTA) の第 33 回年次総会が、2014 年 6 月 18 日から 21 日まで、今年には欧州共同体商標の 20 周年を記念して、スペインのアリカンテで開催されます。詳細はウェブサイトをご覧ください：<http://www.ecta.org/>

2014年7月：[JPO 特許制度調和に関する国際シンポジウムー東京、2014年7月10日](#)

(JPO cooperation with AIPPI and FICPI)

実体特許法のハーモナイゼーションに関する、テゲルンゼー・グループ知財庁 (JPO、USPTO、EPO、UKIPO、DPMA、INPI、DKPTO) による大規模な検討の成果が、「[テゲルンゼー・ユーザー協議に関する最終統合レポート](#)」として、2014 年 5 月に公開されました。日本国特許庁はこの検討成果に基づき、AIPPI および FICPI と共同でシンポジウムを開催します。各国の知財庁およびユーザー団体の専門家による講演や、パネルディスカッションにより、最も急を要するハーモナイゼーションの課題を明確にしてゆきます。登録についての詳細は、[こちら](#)をクリックしてください。

2014年11月：第15回 FICPI オープンフォーラムーバルセロナ、2014年11月5日～8日

(FICPI)

国際弁理士連盟 (FICPI) の第 15 回オープンフォーラムが、2014 年 11 月 5 日から 8 日まで、バルセロナで開催されます。詳細はウェブサイトをご覧ください：<http://ficpi.org/>

記事・解説

[オーストラリア：先発品メーカーの痛みを軽減－医薬特許権者に有利な法域という評判を確立するオーストラリア](#)

(Matthew Swinn & Caroline Ryan, Corrs Chambers Westgarth, Melbourne, Australia)

オーストラリアの連邦大法廷において、プレガバリン製品の国内での供給を制限する既存の仮処分の範囲が拡大されたことは、非特許用途に関する「虫食い申請」においても、後発品メーカーが仮処分の訴えに対して勝つことができる範囲がごくわずかになったことを示唆しています。

[エクアドル：特許の権利化手続に関するさらなる制限が盛り込まれた、新しい包括的な知的財産法案](#)

(Maria Cecilia Romoleroux, Corral Rosales Carmigniani Pérez, Quito, Ecuador)

エクアドルの SENESCYT（国家高等教育科学技術庁）が新たに発表した、包括的な知的財産法の法案には、医薬およびバイオテクノロジー分野における製品の特許性に関する制限が盛り込まれています。

[フランス：たばこ商標とたばこ広告の禁止](#)

(Tougane Loumeau, avocat à la Cour, Gide, Loyrette, Nouel, Paris, France)

毎年5月31日は、世界保健機関が定めた世界禁煙デーです。この日にちなんで、たばこ製品に関するフランスの法律と、商標法が適用される一定の法的な側面に関する最近の判例についてレポートします。

[英国：英国における威嚇と後悔](#)

(Susan Snedden, Maclay Murray & Spens LLP, Edinburgh, UK)

英国の法律では、限定的な状況を除き、特許、意匠、商標の侵害に関する根拠のない威嚇を禁じており、これが、知的財産権者およびその法律顧問の対応を困難にする原因となっています。政府の法律委員会は、このバランスを是正するための法律改正を提案しました。

[英国：控訴院が Trunki 社の共同体登録意匠に関する判決を破棄](#)

(Charlotte Scott, Hogarth Chambers, London, UK)

イングランド・ウェールズ控訴院は、Magmatic Ltd v PMS International Limited 事件において、Kiddee のケースは、象徴的ブランドである Trunki の子供用スーツケースに関

する原告の共同体登録意匠（CRD）を侵害していないとする判決を言い渡しました。

米国最高裁：[レイジング・ブルの著作権侵害の訴えは、懈怠の抗弁にもノックアウトされず](#)

（Seth I. Appel, Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, Chicago, Illinois, U.S.A.）

映画「レイジング・ブル」は、主演のロバート・デ・ニーロがボクシングチャンピオンのジェイク・ラモッタ役を演じ、高い評価を受けた作品ですが、この映画をめぐる闘いは今後も法廷で続きます。最高裁は先頃、Petrella v. Metro-Goldwyn-Mayer, Inc.事件（2014年）において、衡平法上の懈怠の抗弁（非合理的で不利益となる提訴の遅延）によって、著作権法に定める3年の時効期間以内に提起された著作権侵害の訴えを阻むことはできないと判示しました。そして、この映画の脚本家を父に持つPaula Petrella氏について、提訴までの18年の待ち期間にかかわらず、3年前まで遡って損害賠償請求訴訟を進めることができるとしました。

http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-1315_ook3.pdf

米国：[米国商標としての使用／登録がなくても、不実表示により取消請願は認められる－Bayer v. Belmora 事件](#)

（Phillip Barengolts, Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, Chicago, Illinois, U.S.A.）

商標審判部は、商標「FLANAX」について、米国の登録商標所有者が、当該商標を付して販売している商品の出所を偽って表示したことを理由に、登録を取り消しました。

米国：[地裁による弁護士費用の裁定をしやすくする最高裁判決](#)

（Joshua B. Goldberg, Nath, Goldberg & Meyer, Alexandria, Virginia, U.S.A.）

米国最高裁はOctane Fitness, LLC v. Icon Health & Fitness, Inc.事件（2014年）において、ある特許訴訟が、勝訴当事者側の弁護士費用を支払わせるほど「例外的」か否かの判断において、地方裁判所の裁量権を拡大する判決を下しました。そして、勝訴当事者であるOctane Fitness側に支払われるべき適正な弁護士費用を判断するため、事件を差し戻しました。

http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-1184_gdhl.pdf

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者の皆様から募集しています。原稿は最新の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に沿ったものにしていただくようお願いします。

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

配信を停止したい場合は、[Unsubscribe](#) から手続きを行ってください。